## 介護報酬 自己点検表 【介護予防訪問リハビリテーション費】

R6~版

点検項目	点検事項		点検結果		
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底していない		該当		
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない		該当		
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない		該当		
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いて いない		該当		
業務継続計画未策定減算 (令和7年3月31日まで経過措置)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定の介護予備リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない		該当		
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」とする。)		該当		
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利 用者		あり		
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建 物の利用者		あり		
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域		該当		
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域		該当		
	1月あたり延べ訪問回数30回以下		該当		

点検項目	点検事項	点検結果	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
短期集中リハビリテー ション実施加算	短時間の訪問リハビリテーション	なし	
	起算日より3月以内に実施(概ね週2回以上1回40分以上)	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
口腔連携強化加算	ロ腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供 している。	実施	1月に1回限り算定可能
	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科診療報酬点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。	実施	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない。	適切	
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない。	適切	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を <u>算定していないこと。</u>	適切	
事業所の医師がリハビリ テーション計画の作成に 係る診療を行わなかった 場合の減算	リハビリテーション計画の作成に係る当該事業所の医師の診 療の未実施	該当	
	利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から情報の提供を受けている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の終了をしていること。(令和9年3月31日までは「適切な研修の終了等」の有無を確認し、訪問リハビリテーション計画書に記載している場合は、算定できる)		該当	
	当該事業所の医師が当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成		該当	
利用開始した月から12月 を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行う		該当	
退院時共同指導加算	病院または診療所に入院中のものが退院するに当たり、事業所の医師または理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、利用者に対する初回の指定介護予防訪問リハビリテーションを実施		該当	
	退院時共同指導を行った場合、その内容を記録		該当	
	当該利用者が介護予防通所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所を利用する場合において、各事業所の医師等がそれぞれ退院前にカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合は、各事業所において当該加算を算定できる。ただし、介護予防通所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所が一体的に運営されている場合においては、併算定できない。		該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚 士のうち勤続年数7年以上の者がいる		該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる		該当	